

環技審第27(答)号  
平成15年3月31日

宮城県知事 浅野 史郎 殿

宮城県環境影響評価技術審査会  
会長 長谷川 信 夫



環境影響評価準備書に対する意見について(答申)

平成14年12月25日付け環政第147号で諮問のありました河南町多目的ふれあい交流施設整備事業に係るこのことについては、別紙のとおりです。

(別紙)

河南町多目的ふれあい交流施設整備事業に係る  
環境影響評価準備書に対する技術審査会答申

1 全般的事項

(1) 事業の実施に当たっては、地域の生態系と生物多様性の保全に十分留意すること。特に計画地内に残る自然緑地については、現状の保全に努めるとともに、造成緑地等の整備に当たっては自然緑地との調和に配慮すること。

また、事後調査を適切に実施し工事等による環境への影響を確実に把握するとともに、事後調査において新たな事実が判明した場合や工事中において周辺環境が著しく変化し保全対策が十分でないことが判明した場合には、環境保全対策の見直しを行うこと。

(2) 評価書の作成に当たっては、記述や文献の引用方法を明確にし、住民等に理解しやすいよう構成等を工夫すること。

2 個別的事項

(水環境)

工事中に発生する濁水に対する環境保全措置として二つの沈砂池を計画しているが、それぞれの構造について再検討するとともにその結果と詳細図を評価書に記述すること。

(土壌環境)

事業実施区域は既に粗造成を完了しているが、粗造成時の盛土材の採取場所やその土質改良の手法等を明らかにし、盛土法面の安全性について評価書に具体的に記述すること。

(動物・植物・生態系)

(1) オオムラサキ等の蝶類について、確認場所のみを生息地として予測等を行っているが、その生態的特性を考慮すると幼虫の生息地、成虫の採餌場など広範囲の活動の場を確保することが必要であることから、それぞれの生態的特性を十分に踏まえた上で、予測及び評価を行うこと。

(2) ササバギンランは本県のレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類の植物であることから、これについても重要な種として選定し、予測及び評価を行うこと。

(3) 工事中及び供用後における自然緑地及び造成緑地等に生育する植物の維持管理の方法について、貴重種の個体保護等の観点から再検討すること。

(4) 造成緑地等の植栽計画に当たっては、この地域の潜在自然植生に近い樹種の選定、森林表土に含まれる埋土種子の活用及び地元由来の苗木の使用等について検討し、より自然に近い緑地となるよう配慮すること。

なお、種子や苗木を外部から移入する場合には、その産地や移入方法を明らかにするとともに移入の妥当性と移入後の環境への影響について、予測及び評価を行うこと。